

菊池市障がい者スポーツ大会等出場報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市に在住する障がい者等が、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されるスポーツ等の全国大会及び国際大会に出場するに当たり、菊池市障がい者スポーツ大会等出場報奨金（以下「報奨金」という。）の交付に際し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会及び交付対象者)

第2条 この報奨金の交付対象となる大会（以下「スポーツ大会」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、公的機関、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（加盟競技団体を含む。）等が主催し、又は後援するものをいう。ただし、親睦又は交流等を主な目的とするものは除く。

- (1) 地方大会を勝ち抜き県以上の代表として出場する全国大会
- (2) その他障がい者スポーツの振興及び職業能力の向上に必要な全国大会
- (3) 世界大会又はそれに類する大会（夏季又は冬季に開催されるパラリンピックは除く。）

2 この報奨金の交付対象者は、当該大会の規定により登録された団体で、団体の構成員として認められた選手とする。

(報奨金の額)

第3条 報奨金は、その交付対象者に応じ、次に掲げる額を交付する。ただし、報奨金を交付する回数は、1人年1回までとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する大会に出場する者 1人20,000円
- (2) 前条第1項第2号に規定する大会に出場する者 1人10,000円
- (3) 前条第1項第3号に規定する大会に出場する者 1人30,000円

(申請手続)

第4条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別な理由がない限り、スポーツ大会終了後6ヶ月以内に、菊池市障がい者スポーツ大会等出場報奨金交付申請書（様式第1号）及び菊池市障がい者スポーツ大会等出場報奨金実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合は、第3条に定める額を申請者に支払うものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により、報奨金を受けた場合は、報奨金の決定を取り消す。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により報奨金の交付決定を取り消した場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(菊池市障害者スポーツ大会等出場補助金交付要綱の廃止)

2 菊池市障害者スポーツ大会等出場補助金交付要綱（平成20年告示第20号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の菊池市障害者スポーツ大会等出場補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の申請手続、その他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。